別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

（略）

（略）

１　内部規則の整備状況

（１）～（５）　（略）	（略）
（６）求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア　賃借人その他の者（以下この様式において「相手方」という。）に対し、意図的に恐怖を抱かせ又は不安をあおるような言動をすることを禁止している。	
イ　相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又は早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等をすることを禁止している。	
ウ　相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、賃借人等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはＦＡＸを送信し、又は訪問することを禁止している。	
エ　相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、社会通念に照らして不適当な程度に反復して訪問・電話等をすることを禁止している。	
オ　緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
カ　裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
キ　貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じている事実を賃借人又はその保証人以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
ク　相手方から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないことを禁止している。	
ケ　物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
コ　物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
サ　相手方に対し、（６）アイウエキクに掲げる言動をすることを告げることを禁止している。	
シ　賃借人の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

（注）内部規則等の写しを添付すること。

２・３　（略）

（略）

別記様式第九号（第二十五条関係）

（略）

（略）

１～３　（略）

別記様式第三号（第四条第二項第六号から第八号まで関係）

（略）

（略）

１　内部規則の整備状況

（１）～（５）　（略）	（略）
（６）求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文（注）
ア　賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又は早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等を禁止している。	
イ　賃借人からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、契約者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはＦＡＸを送信し、又は訪問することを禁止している。	
ウ　緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
エ　裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
オ　貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じている事実を契約者以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
カ　賃借人から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないことを禁止している。	
キ　物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
ク　物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
ケ　契約者等に対し、（６）アイオカのいずれかに掲げる言動をすることを告げることを禁止している。	
コ　契約者等の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

（注）内部規則等の写しを添付すること。

２・３　（略）

（略）

別記様式第九号（第二十五条関係）

（略）

（略）

１～３　（略）